

奈良県中山間ふるさと水と土保全基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十七号

奈良県中山間ふるさと水と土保全基金条例の一部を改正する条例

奈良県中山間ふるさと水と土保全基金条例（平成五年十月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「、基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるほか」を削る。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（処分）

第五条 基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。